

水道事業雪害対策計画

秩 父 市 水 道 部

目 次

第1章 目的	P2
第2章 発生段階別の職員配備体制について	P2
1 発生段階別の職員配備体制について	
2 配備体制と動員計画について	
3 優先業務等の選定	
第3章 発生段階別の対応について	P3
1 未発生期の対応	
2 第1～3段階の対応	
第4章 雪害対策	P4
I 主要施設に関する除雪対策	
II 主要施設の機能停止対策	
III 断水地域への応急給水活動	
IV 水道業務体制の確保	
V 緊急漏水の復旧対策	

資 料

- 資料1 水道事業雪害対策連絡網
- 資料2 大雪災害対策水道事業重要施設
- 資料3 水道事業施設位置図
- 資料4 備蓄資機材及び給水車等保有状況

第1章 目的

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cmと観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発する恐れがある。こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第2章 発生段階別の職員配備体制について

1. 発生段階別の職員配備体制について

降雪量及び積雪量の発生段階別に対応レベルを設定し、職員の動員配備体制を以下のとおり定める。

対応レベル	降雪量及び積雪量	配備体制
未発生期	0cm	警戒体制
第一段階	1～20cm未満	緊急体制
第二段階	20～60cm未満	非常体制
第三段階	60cm以上	

2. 配備体制と動員計画について

(1) 配備体制と動員計画は以下のとおりとし、配備体制が敷かれた場合、水道部長を災害対策責任者とし、迅速に対応することとする。また、水道部長が不在の場合、次席の職員を代わりに置くものとする。

集合場所は原則所属課所とするが、状況に応じて災害対策責任者の判断で変更できる。また、動員の招集についても同様に災害対策責任者の判断で変更できる。

配備体制	配備基準	動員計画
警戒体制	災害が発生又は発生が予想される場合	原則として課長職以上の職員
緊急体制	災害が発生した場合又は大規模災害の発生が予想される場合	原則として主任以上の職員
非常体制	相当規模の災害が発生又は発生が予想される場合	全職員

(2) 休日等の勤務時間外、夜間等において、短時間に警戒積雪深に相当する積雪があり、交通が遮断され職員動員がままならない状況下においては、水道部長の指揮により応急的配備方法として、職員の居住地により、宿直体制をとるものとする。

3. 優先業務等の選定

水道水の安定供給を確保するため、次に掲げる業務を最優先として対応する。

優先業務	業務の内容	班編成
浄水場の 運転管理業務	○各種運転操作 配水ポンプ、取水ポンプ、濾過ポンプ、 次亜塩素素注入設備等 ○監視 配水量及び配水圧力、配水池水位等	浄水班 工務班
水質管理業務	○水質監視 塩素注入量、配水池残塩、給水末端残塩、濁度等 ○薬品等の在庫管理 次亜塩素素貯留量、PAC、DPD 試薬、パックテスト等	浄水班 工務班
統括業務	職員の配置、情報収集、広報、相談受付等	連絡調整班 広報班

優先業務の要員を確保するため、必要に応じて次に掲げる業務は、縮小及び中止する。

縮小又は中止する業務	検討結果
視察、研修等の受入れ	中止
検針、収納業務	委託業者と調整
漏水等突発事故以外の工事	縮小
配水池等主要施設の工事	中止
不要不急な窓口受付業務	中止
契約業務	縮小(来庁しない方法に限定)
図面の閲覧等	縮小

第3章 発生段階別の対応について

1. 未発生期の対応

(1) 情報連絡体制の整備等

秩父市水道部において、雪害の発生後の確かつ迅速な対応を図るための対策本部の設置に向けた準備及び情報連絡体制の整備を行うものとする。

情報連絡体制には、秩父市総務部危機管理課、地域整備部、委託業者及び厚生労働省、県生活衛生課を含めた『資料1 雪害対策連絡網』を整備する。

なお、対策本部や情報連絡体制がより有効に機能するよう、必要に応じて訓練等を実施する。

(2) ライフラインの機能確保への予防措置等

雪害に対する職員の意識を高め、発生時に的確な行動をとることができるよう、ライフラインの機能確保に関する計画の把握及び雪害の訓練等を実施し、職員に対する教育、啓発を図る。

2. 第一段階から第三段階の対応

(1) 情報連絡体制の整備等

雪害対策連絡網を活用し、入手した情報は、各部署に適切に情報提供し、職員に周知するとともに、委託業者等に対しても情報提供を行う。

また、秩父市危機管理対策会議から対策を講じるよう要請があった場合は、直ちに対策本部を設置し、情報の一元化、共有化を図るとともに、必要に応じて要員の確保、物資の確保等について検討を実施する。

(2) ライフラインの機能確保に関する計画

水道施設の機能を確保するために、以下の項目について「第4章 雪害対策」にて対策を計画し、状況に応じて対策を実施するものとする。

- I 主要施設に関する除雪対策
- II 主要施設の機能停止対策
- III 断水地域への応急給水活動
- IV 水道業務体制の確保
- V 緊急漏水の復旧対策

第4章 雪害対策

I 主要施設に関する除雪対策

水道施設の機能を確保するため、関係機関と協議し、除雪体制を整備するものとする。

1. 重要施設に関する主要幹線道路除雪の計画策定

効率的に除雪を行なうため、関係機関と協議し、優先順位を定めることとする。

協議先：秩父市地域整備部、総務部危機管理課

重要施設：別紙のとおり

(資料2「大雪災害対策水道事業重要施設」、資料3「水道事業施設位置図」)

理由：上記の施設は薬品注入等が必要であり、日常的に巡回している施設であるため。

2. 主要施設に関する除雪の計画策定

重要施設に関する主要幹線道路を除く除雪に関して以下のとおりに定める。

(1) 優先して除雪する対象

- ア 重要施設周辺
- イ 取水口までの道路整備
- ウ 停電等により断水が予想される地域のポンプ室周辺
- エ 遠方監視装置が設置されていない施設周辺

(2) 除雪体制の整備

① 除雪作業出動基準

「第2章 発生段階別の職員配備体制について」の配備体制が非常体制であること。但し、局所的に大雪が予想される場合や持続的に降雪が予想される場合には随時対応する。

② 除雪業務委託対象事業者

秩父市給排水設備指定工事店組合(災害時における施設復旧に関する協定締結事業者)

③ 近隣市町村及び外部団体との連絡体制

被害状況の規模により、災害責任者の判断により応援または協力要請を行う。応援または協力要請を行う対象機関は秩父市水道事業危機管理マニュアル別紙6「外部連絡体制の対象機関調書」のとおりである。

(3) 除雪設備の整備

速やかな除雪に対応するための器具等の配備及び整備を行なうものとする。また、除雪機具管理簿を整備し、管理・点検を行うものとする。

II 主要施設の機能停止対策

停電や雪崩等による水道施設の機能停止対策として、水道施設の運転状況を監視し、警報を受信した場合の適切な復旧体制を整備する。

1. 水道施設への降雪状況に応じた進入道路確保

除雪については第4章— I で定めた優先順位に応じて実施する。但し、施設の運転状況を確認した上で、異常警報が出ているなどの早急な対応が必要となる場合には、関係機関と協議の上、優先順位の変更を行うものとする。

2. 通信及び電力供給の確保

停電発生時には、「秩父市水道事業危機管理マニュアル」に応じた対応をとるものとする。また、通信機能に障害が生じた場合は、関係機関と協議し早急な復旧に努める。

3. 薬品類の確保

大雪が予想される場合には、事前に薬品使用量の2週間分以上を補充しておくものとする。

4. 自家発電設備の強化

自家発電設備が整備されていない施設の中で、規模・影響力等から必要と判断されるものについては、計画的に整備していくものとする。

5. 遠隔操作機能の強化

主要施設の中で、除雪に時間を要する施設には、遠方から操作ができるよう、遠隔操作機能を導入するよう計画していく。

Ⅲ 断水地域への応急給水活動

断水の恐れがある又は断水が発生した場合について、適切な復旧体制を整備する。

1. 応急給水の計画策定

(1) 応急給水作業出動基準

- ア 市民からの通報
- イ 遠方監視システム警報
- ウ その他

(2) 応急給水対象拠点

応急給水対象拠点は水道部別所浄水場とする。状況に応じて他の事務所も拠点となり得る。その場合、吉田地域では吉田事務所、大滝荒川地域では、大滝・荒川事務所とする。

(3) 応急給水・広報体制の整備

基本的に管轄地域の職員で対応する。状況に応じて応援体制を取り、対象地域へ出動する。広報体制については、防災無線、安心・安全メールを使用する。防災無線、安心・安全メールが使用できない場合は、降雪状況を考慮し、広報車を使用する。

また、復旧見込みについて長期化が予測される場合は、ホームページ等で広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに応急復旧までの対処について周知を図る。

(4) 山間部に対する応急給水の取り組み

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある山間部について、事前に地区の世帯数や連絡者等の把握を行う。

応急給水を必要とする場合の支援については、日常生活の維持を図るため、応急給水

確保等の措置を講ずる。また、断水規模や復旧方法、要請手段等を、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

2. 応急給水に関する資材と人材の確保

(1) 給水タンクや給水袋の整備

災害が予想される場合には事前に在庫状況や所在を確認し、不足がないように整備する。また、災害時での購入と管理は工務課が統括することとする。

(資料4:年度当初備蓄資機材及び給水車等保有状況)

(2) 近隣自治体との連絡方法

電話(一般回線、衛星電話等)を使用する。電話が使用できない場合は、降雪状況により直接向かう。

(3) 資材確保・人員確保

ア 資材については各課所で管理し、状況に応じて各課所間で調整する。

イ 人員は原則各管轄地の職員とし、災害対策責任者の指示により招集する。状況に応じて各課所間で調整を図る。

(4) 要請基準・応援協力関係

ア 外部団体に対する要請基準は、災害対策責任者の判断によることとする。

イ 自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、社団法人日本水道協会埼玉県支部及び県北支部等に応援を要請する。

ウ 自衛隊の派遣要請については、「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

IV 水道業務体制の確保

休止・開栓や検針、収納業務、郵便発送等の水道業務について、降雪状況により遅延が発生した場合の適切な業務体制を確保するため、降雪量及び積雪量の段階別に定める。なお、特殊な状況においては関係機関と協議する。

1. 水道事業業務委託事業者について

降雪量及び積雪量	水道事業業務委託事業者の対応
1～10cm	通常業務体制
11～20cm	業務の体制や業務予定等について報告し、水道部の指示を受ける
20cm～	水道部と協議の上、随時対応する

2. その他の関係機関について

必要な業務を選定し、関係する機関について連絡をとり、協議する。

V 緊急漏水の復旧対策

緊急漏水が発生した場合、秩父市指定給水装置工事事業者と協議し、適切な復旧体制を整備する。

1. 察知の種別及び報告の義務

以下の事項があった場合、迅速かつ的確に状況を把握し、災害対策責任者に報告する。

- (1) 市民からの通報
- (2) 遠方監視システムによる警報を受信
- (3) その他

2. 現場確認方法及び修理

(1) 道路管理者による除雪が完了している路線

職員が現地に向かい状況を把握し、秩父市指定給水装置工事事業者へ連絡し、通常どおり漏水修理を実施する。

(2) 道路管理者による除雪が行われていない路線

ア 業者の車両が積雪により現地へ向かえない場合は、道路管理者と協議し、早急に現場までの除雪を行う。

イ 業者の車両が現地へ到着できる場合は、通常どおり漏水修理を実施する。

3. 事前対策

(1) 業者と除雪に関する委託契約を締結する。

各浄水場、配水施設、認定外道路等、水道部で常時除雪を実施できる体制を整える。

なお、委託締結は、管轄が広範囲に及ぶことから複数の秩父市指定給水装置工事事業者と締結する。

(2) 仕切弁、消火栓の位置を管路システムで管理し、明確にする。また、現場に表示等を整備する。

(3) 非常事態が予想される場合、職員の宿直体制を整えておく。また、道路の除雪状況によっては、出勤できないことが予想される職員にあっては事前に災害対策責任者の指示を受ける。

(4) 水道部職員の漏水修理に関する知識向上に努める。必要により部内研修等を開催する。

(5) それぞれの公用車に適合したチェーンを用意する。

(6) 発電機等に使用する燃料を確保する。

(7) 渡辺パイプ秩父サービスセンターや小泉北関東秩父営業所と連携し、ストック資材等の情報を確認する。

4. 修理の優先順位

漏水修理の優先順位に関しては、配水池低水位による断水等の浄水場の機能に影響を与えてしまうものから優先して行うこととする。

前述の箇所が複数ある場合は、世帯数、病院、公的機関、避難所の数・規模等を考慮して、断水した場合に最も影響の大きいものから行うこととする。

判断が困難な場合は、災害対策責任者の判断によることとする。